



**安全**

**マニュアル**



**在大韓民国日本国大使館**

**作成協力：ソウル・ジャパン・クラブ**

## 目次

### 防犯の手引き

1. 全般	4
2. 基本的な心構え	4
3. 韓国における最近の犯罪発生状況	5
(1)最近の傾向	
(2)主要都市・地域別の状況	
(3)日本人の被害・加害例	
(4)防犯のための注意事項	
(5)生活上の対策	
(6)主な防犯対策	
4. 交通事情	9
(1)概要	
(2)交通マナー	
(3)交通事故	
(4)運転時・歩行時の注意事項	
5. もしもトラブルにあったら	9
6. テロ対策	10

### 緊急事態への対処

1. 心構え	11
2. 平素の準備	12
(1) 連絡体制の確立・整備	

(2) 情報収集	
(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認	
(4) 携行品・非常用物資等の準備	
3. 緊急時の行動	14
(1) 情報収集・安全確保	
(2) 安否確認	
(3) 避難・退避の行動等	
(4) 退避(帰国)後の連絡	
4. その他	17
(1) 「民防衛」について	
(2) 感染症等への対策	
(3) ソウル日本人学校	
(4) ポータルサイト等	

#### 各種資料等

(1)日本大使館・総領事館	18
(2)緊急連絡先	19
(3)病院・医療に関する相談	19
(4)日本語が通じる医療機関	20
(5)生活等に関する相談	24
(6)韓国内の空港	26
(7)航空会社	28
(8)海運会社等	28

(9)遺失物相談	29
(10)保険会社	32
(11)カード会社	33
(12)トラブルにおける韓国語	34
(13)海外安全情報	35
(14)主要退避施設	38
(15)緊急時に備えてのチェックリスト	39
(16)(参考)行動指針	41

## 防犯の手引き

### 1. 全般

日本は世界の中でも治安の良い国の一つです。それゆえに、日本での生活に慣れ親しんだ日本人が海外へ出向いた際、予想もしない事件や事故に巻き込まれるケースが多く見受けられます。海外では、日本と違った危険も待ち構えており、事件や事故等、防犯に対する対策が常に必要です。

### 2. 基本的な心構え

外務省の海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)で、韓国の治安状況や犯罪の傾向や手口、法律や習慣を熟知しましょう。また、韓国にご旅行等、3か月以下の滞在の場合は、「たびレジ」に、3か月以上のご滞在の場合、在留届に登録することにより、最新の安全情報が受け取れます。いずれもインターネットから手続き可能ですので、必ず登録してください。

このほか、外務省では「海外安全アプリ」を配信しています。「海外安全アプリ」は、海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、安全に関する情報をお届けすることを目的としたアプリです。



是非、ご活用ください。

#### ① 意識を「海外モード」に

情報を、危機回避に生かすためには、意識を「海外モード」にすることが重要です。

#### ② 自分と家族の安全は自分たち全員で守る

犯罪等に巻き込まれないためには、「自分と家族の安全は、自分たち全員で守る」との心構えが大切です。

#### ③ 予防が最良の危機管理

事件や事故、災害等に巻き込まれないように予防することが、最善かつ最重要の危機管理であることを認識し、予防のために必要な努力と経費を惜しまないようにしましょう。

#### ④ 安全のための三原則

「安全のための三原則」とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」ことを指します。これは、当然のように思えますが、この三原則を守って生活することは、そう簡単なことではありません。

- **目立たない:** 必要以上に華やかな服装や装飾品をつける、現地ではあまり見かけないような目立つ車に乗る、公共の場(飲食店、バーなど)で大きな声で現地の悪口を言う、政治、宗教、文化、習慣、生活環境などを批判することは、目立つばかりでなく狙われる原因にもなるので、差し控えましょう。
- **行動を予知されない:** 行動のパターン化(通勤、通学、買い物、娯楽、外食の際の移動ルートや時間などの固定化)は、犯罪者やテロリストなどが狙いやすくなりますので、移動の際のルートや時間を含め、なるべくパターン化しないようにしましょう。
- **用心を怠らない:** 現地での生活に慣れてくると、当初注意していた諸点を忘れがちになり、思わぬ被害に遭うことがあります。現地の治安状況は、予期せぬことが原因で大きく変化することもありますので、家族等で気持ちを引き締める機会を定期的に持ちましょう。

#### ⑤ 住居の安全確保

住居は生活の基盤であり、その安全を確保することは、安全対策の中でも最も重要です。住居の安全が確保されなければ、日常生活に大きな不安が生じ、仕事に集中することもできなくなりかねません。住居の選択に際しては、安全の確保に十分に配慮しましょう。

⑥ 現地社会に溶け込むこと

普段から、隣人や現地コミュニティなどと良好な関係を築き、ネットワーク作りを心がけましょう。いざという時に助けを得られやすくなるとともに、情報も入手しやすくなります。円滑なコミュニケーションを図るためにも、最低限の知識(非常時に必要となる現地の単語や表現など)を得ておきましょう。隣人や現地コミュニティの「口コミ」は、重要な情報を含んでいることもあります。また、「デマ」には注意しましょう。

⑦ 精神衛生と健康管理

生活環境や習慣の大きく異なる海外での生活は、長期間にわたる緊張を余儀なくされる場面も多く、精神面、肉体面の自己管理が重要です。体調の異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合は、手遅れにならないよう、早めに必要な診断等を受けましょう。

3. 韓国における最近の犯罪発生状況

(1) 最近の傾向

韓国は、比較的安全・安心な国とされていますが、生活習慣や文化、考え方・意識の違いから犯罪やトラブルに巻き込まれないようにしましょう。韓国警察庁の統計によれば、詐欺などの知能犯罪、暴力犯罪、交通犯罪、窃盗犯罪などが主な犯罪類型です。

(2) 主要都市・地域別の状況

京畿道、ソウル特別市、釜山広域市、慶尚南道、仁川広域市などで多くの犯罪が発生しています。

(3) 日本人の被害・加害例

① 詐欺

- SNS で知り合った人にチケット代を振り込んだが、チケットをもらえず、返金にも応じてもらえなかった。
- 飲食店で法外な料金を要求された。
- カジノで知り合った日本人・外国人に遊興費を借りたところ、法外な利息を付加した金額の返金を求められた。クレジットカードで多額のチップを借りることになり、負債を負った。
- 韓国人を名乗る人物とSNSのやりとりを通じて知り合いになり、色々な理由、名目で送金したが、その後、連絡が取れなくなった。特に恋愛感情や親近感を抱くうちに、投資に勧誘されるなどして詐欺の被害に遭った。



② 暴行・傷害、トラブル

- 飲食店で隣の客とトラブルとなり、殴られた、または殴ってしまった
- 客引きに応じて店に赴き、高額な商品を押し売りされた。またはトラブルになった。
- 日本語による街中での不用意な会話が原因でトラブルになった。

③ 窃盗(置き引き・スリ)

- 食事中やチェックイン等の手続きのため、一時的に所持品から目を離した際に置き引きに遭った。トイレ、タクシー等にカバンを置き忘れた。
- 駅、市場、繁華街などでスリの被害に遭った。
- サウナやクラブ等のロッカー、手荷物預所にカバン等を預けたところ、盗難に遭った。

④ 性犯罪

- チムジルバン(韓国式のサウナ)で仮眠していたところ、胸や体を触られた。
- 夜間、すれ違いざまに体を触られた。
- SNS や現地で知り合った異性と飲食をともにしたところ、つきまといに発展した。
- 路上で女性に声をかけ、肩を抱いて道を尋ねたところ、警察に通報され、逮捕された。

- クラブで女性の体に触れたところ警察に通報され、逮捕された。
- 異性等の写真の撮ったところ、盗撮として逮捕された。
- ホテルの部屋に従業員が夜中、突然入ってきた。

⑤ 強盗、ひったくり

深夜、人通りの少ない路上で所持品をひったくられた。

⑥ 美容整形、エステ等のトラブル

美容整形、施術で本人の意図しない施術が行われた、意図しない結果になったというケースが発生しています。手術、施術に際しては、必ず契約内容を十二分に確認し、また口頭での説明だけでなく、書面をやりとりしてください。特に麻酔等を用いる手術は、万一の際に保険が適用されず、高額な医療費が発生する可能性もあります。

また、法律上、タトゥーの無許可施術は違法行為となり得ますので留意してください。

⑦ その他のトラブル

- 空港で飛行機を撮影していたところ、軍用機の撮影を疑われた(韓国では軍、情報機関等の保安施設の撮影は法律で禁じられており、空港等も対象に含まれることがあります。)
- 予約サイトでホテルを予約し、未成年のみでホテルに宿泊しようとした、あるいは名字の異なる異性の未成年と宿泊しようとしたところ、ホテルから宿泊を拒否された(未成年の宿泊等に一定の制限がある場合があります。必ず、宿泊施設に直接事前確認してください。)

加害者となった場合、警察等により、一定期間、韓国からの出国禁止の措置がとられることがあり、この期間中、帰国ができないケースが散見されます。

(1)防犯のための注意事項

住居・事業所等の選定に際し、立地条件や入居者の状況、駐車場等を含め建物全体の警備・管理体制を事前に確認しましょう。また、事業所等においては、不審な者の来訪、放火等を防止するため、以下の措置をとることをおすすめします。

- 建物の警備担当や警備会社による警備強化
- 訪問者のチェック体制の確認
- 事務室の出入り口の施錠(常に開放状態としない)
- 出入り口付近に可燃物をできるだけ置かない
- 消火器等の配備場所の確認
- 侵入された場合の退避ルート及び退避場所の確認

(2)生活上の対策

① 全般

自宅周囲の環境、道路事情、地形などに慣れることが大切です。万が一に備え、警察、消防、病院などの位置や連絡方法、最寄りの知人宅の位置、連絡先なども確認しておき、自宅周辺で不審な徴候や疑わしいことがあった場合は、直ちに警察、警備会社、アパートの警備員等に通報しましょう。

② 訪問者に対する注意

- 訪問者が来訪した際、アイスコープ等で訪問者や付近に不審者がいないか確認しましょう。
- 親しい知人であっても、見知らぬ人が一緒の場合や常識的でない時間帯に訪問があった際は注意しましょう。

③ 家族内での注意

- 普段から現地のニュースに関心を持ち、家族で安全について話し合う機会を作りましょう。
- 子どもの通学路や遊び場の安全を確認し、必要に応じて保護者自らが送迎等を行いましょう。
- 来訪者に対する対応、電話での対応、保護者が不在時の注意事項などを話し合っておきましょう。

- 学校周辺、通学路、公園周辺の文具店、コンビニ、薬局の中には、児童を危険から一時的に保護し、警察に引継ぐ「児童安全守り家」に指定されている場所があります。普段良く通る道の付近に、以下のロゴのある場所があるか探しておきましょう。



児童安全守り家のロゴ▶

(韓国警察庁関連ホームページ:日本語)

[https://www.safe182.go.kr/cont/homeContents.do?contentsNm=182\\_keeper\\_outline](https://www.safe182.go.kr/cont/homeContents.do?contentsNm=182_keeper_outline)

④ 電話について

- 自宅等の電話番号は必要な人以外に教えないようにしましょう。
- 警察、消防、病院、会社等、「緊急連絡先」を自宅のわかりやすいところに貼り付けましょう。また、助けを呼ぶための言葉を韓国語で伝えられるようにしましょう(34ページ参照)。

⑤ 暗証番号、鍵等の保管

- 合鍵を含め、所在や保管場所等、鍵の管理を確実に行いましょう。
- 鍵を来訪者等の目の届く場所に放置しないようにしましょう。
- 自宅玄関が暗証番号を入力するドアの場合、開扉する際に周囲に他人がいないか注意するとともに、適当な時期に暗証番号を変更しましょう。
- 合鍵を作成する際は、信頼できる業者に依頼するとともに、自宅の住所等を教えないようにしましょう。

⑥ 外出に際しての注意

- 戸締まりを確実にし、施錠漏れがないことを確認する習慣をつけましょう。
- 夜間外出時や長期不在となる場合は特に注意しましょう。
- 留守中も部屋の電灯等を付けておき、外部から留守と思わせないようにすることも一案です。
- 鍵は常に携帯しましょう。鍵を玄関周辺に隠すこと、使用人等に預けておくことは望ましくありません。

⑦ 長期間不在とする場合

- 警備会社のサービス等の活用を検討しましょう。
- 職場の同僚や信頼できる人に自宅周辺の異常の有無の確認のほか、郵便物を郵便受けに残したままにしないよう依頼しておきましょう。
- 火災予防にも注意しつつ、タイマーや感光式スイッチ等を使用し、住居内外の照明等が作動するようにしておくことも一案です。

(3) 主な防犯対策

スリ・置き引きなどの犯罪は、貴重品の管理方法、手荷物の持ち方などの基本的な対応策が重要です。

① 窃盗(スリ・置き引き)

バックや上着、ズボンの後ろポケットなどの盗まれやすいところには、貴重品を保管しないようにしましょう。また、乗り物やデパートなど、混雑している中で、体が不自然に押されたり触られたりしたときは、すぐに所持品の確認をしましょう。置き引き対策として、貴重品の入ったカバン等は身につけて行動するようにしましょう。また、施設のロッカーに荷物を預ける際は、パスポートや貴重品は預けることなく携帯し、現金や身分証明書を分散して携行するなど、重要な物品を同時に紛失しないようにリスク管理をしましょう。

② 性犯罪

路上やマンションの共用場所で強制わいせつの被害に遭うケースがあります。

特に、学校や勤務先から帰宅する時間帯に、イヤホンをつけてスマートフォンを操作しながら一人で歩いている女性が、いきなり背後から抱きつかれたり、帰宅した住人の背後に接近し、オートロッ

クを突破する「伴連れ」でマンションに立ち入られての被害があります。エレベーター内や誰もいない階段、廊下などでは注意して行動しましょう。

(ア) 強盗

注意をしていても、犯罪に巻き込まれることもあります。海外では犯罪者の多くが凶器を所持しています。また、犯罪者はグループで犯行に及ぶこともあり、一見単独に見えても近くに仲間がいる可能性が高いので注意が必要です。

- 不審な者が敷地外等にいる場合

不審な者が敷地や玄関の外にいる場合には、直ちに警察、警備会社等に通報しましょう。

- 住居に侵入してきた場合

避難室がある場合には、その部屋に避難し安全を確保した後、電話等あらゆる手段を用いて警察、警備会社、アパート警備員等に通報しましょう。また、不審な者に遭遇した場合には、両手を上げ無抵抗の意思を示します。顔を見られた不審な者は凶暴になるおそれがありますので、顔を直視せず、できるだけ近づかないようにします。金品を要求された場合は、現金等をゆっくりとした動作で渡すようにします。なお、その際、後に警察に被害届を出すときに備え、犯行の状況をできるだけ記憶しておくことが大切です。

夜間の行動は特に慎重にしましょう。夜間・早朝の必要のない外出は極力避け、近い距離であってもできるだけ交通機関を利用するようにしましょう。また、犯罪者は凶器を所持している可能性が高いため、被害に遭った際は、生命を第一に考えて行動しましょう。

(イ) 詐欺

近年はSNS、インターネットを使った詐欺が社会問題になっています。宅配照会、季節の挨拶、災害義援金などを装ったメールに含まれた出所不明のURLまたは、電話番号をクリックしないようにしましょう。インターネットではお互いの顔が見えないことから、相手が信用できるのか難しい場合が多く、注意が必要です。

(ウ) その他

- 遺失物

タクシー、バス、地下鉄等の車内にバックや財布を置き忘れるなど、不注意からパスポート、財布等を紛失するケースが数多く発生しています。特に韓国ではタクシーはドアを自分で開け閉めすることから、乗り降りの際、慌てて荷物を置き忘れることがあります。精算時に領収書をもらおうと、遺失時の問合せに有効です。韓国警察庁は、警察に届けられた拾得物の日時、場所、画像等を掲載した「LOST112」を運営しており、インターネットから検索することもできます。

(<https://www.lost112.go.kr/manyLanguage.do?langType=jp>)。

- コールバンや違法タクシー

違法タクシーは、日本人観光客・団体などを目当てに営業しているケースもあるようですので、乗車前に必ず確認しましょう。万が一、違法タクシー等に乗車した場合は、慌てずに早めに人通りの多いところで下車し、法外な料金を請求された場合には、車両番号を控え、警察等に相談するようにして下さい。「ジャンボタクシー」(大型タクシー)に酷似した「コールバン」や違法タクシーによる被害を未然に防止するため、以下の事項に注意しましょう。

- 外装はタクシーだが、「TAXI」、「택시」と書かれていないタクシーに乗車しない。
- アプリを利用して配車する、またはタクシー会社の事前予約を検討する。
- 客引きするタクシーは信用しない。
- 定められたタクシー乗り場、または比較的明るく人通りの多い場所から乗車する。
- 乗車後には、ダッシュボード上に掲示されている運転手の身分証明書が実際の運転手と同一人物であることを確認する。

#### 4. 交通事情

##### (1) 概要

韓国では、自動車は日本と反対の右側通行です。路上でタクシーやバス等からの乗降、歩行・横断する際は十分に注意してください。また、直進信号が赤の場合でも、多くの交差点で車両等が右折してきます。都市部の大通りでは左折禁止の交差点が多くみられます。また、バス専用レーン(青色の実線若しくは破線)が設定されている場所もあり、取締りが頻繁に行われています。

道路標識は、英語が併記されているものもありますが、慣れるまでは分かりづらい場合があります。交通法規も改正される場合がありますので、常に情報を更新するようにしてください。

##### (2) 交通マナー

交通マナーは以前よりかなり向上したものの、依然として無理な割り込みなどの乱暴な運転や高齢タクシードライバーによる無謀運転、急加速に伴う事故等が見られます。特にソウル等の都市部では交通渋滞が激しく、また、交通法規を遵守しない車両や二輪車等がみられるなど、自動車等の運転に際しては細心の注意が必要です。また、歩行者の場合、横に広がって歩く人々、横断歩道以外で道路を渡る人、信号を守らない人、道路への急な飛び出しなどがあり、注意が必要です。

##### (3) 交通事故

2024年の韓国における交通事故死亡者数は、2,521人と前年(2,551人)に比べ、減少しているものの、日本(2,663人)と比較した場合、人口比において高い数値で発生しています。

また、2025年には、タクシー乗車中の邦人が交通事故により亡くなる事故、飲酒運転により横断歩道歩行中の邦人が亡くなる痛ましい事故がそれぞれ起きています。

賠償請求の示談交渉等に難航する事例も散見されます。交通事故に遭遇したら、まず警察に通報し、警察官立会いの下、検証を求めることが必要です。また、自身の運転の正当性を裏付けるツールとして、ドライブレコーダー(韓国では「ブラックボックス」と呼称)を装着することも有効な手段といえます。

##### (4) 運転時・歩行時の注意事項

運転時には、車の全席にシートベルトの着用が義務付けられています。また、飲酒運転、運転中の携帯電話やスマートフォンの使用・閲覧は禁止されており、いずれも違反者には罰金、反則金が科せられます。

自転車も飲酒運転に罰則が設けられています。また、自転車運転時には、必ずヘルメットを着用するよう義務付けられています。

横断歩道にある歩行者用信号は比較的点灯時間が短いので注意が必要です。横断歩道以外では車道の横断をしないでください。

#### 5. もしもトラブルにあったら

我が国の大使館や総領事館などの在外公館は、海外における日本人の保護や安全対策のための任務に当たっています。特に、海外で生命や身体が危険にさらされている日本人を保護することは、在外公館が優先する任務の一つです。

在外公館では、皆様が海外で抱えている問題について、様々な相談を受け付けるとともに、それらの解決に向けて努めています。外国にはそれぞれ独自の法制度があり、その国の行政・司法手続きにしたがって解決を図る必要があります。また、外国においては必ずしも日本国内と同様のサービスや救済を受けられるとは限りません。在外公館の体制や権限等の制約もあるため、在外公館ができることには自ずと限界があることから、問題解決のためには、皆様ご自身による努力も必要となります。

万が一、犯罪被害等のトラブルに巻き込まれたら、速やかに「112」番通報(韓国警察:日本の「110」番通報に相当)や最寄りの警察署で被害の届出をしてください。

#### 6. テロ対策

2001年9月に発生した米国同時多発テロ事件から20年以上が経過しました。邦人に対するテロ事件は、2013年1月、アルジェリアで10名の方の尊い命が犠牲となる痛々しい事件が発生したほか、2016

年7月、ダッカ(バングラデシュ)で数名の武装グループが人質をとって籠城し、邦人が被害に遭う事件が発生しており、テロの脅威に対しては、引き続き注意することが必要です。

韓国においては、1986年の金浦空港爆破事件以後、テロ事件は発生していません。しかし、イラクやアフガニスタンへの軍隊の派遣を通じてイスラム過激派組織からは幾度となくテロを警告されています。また、韓国は現在も北朝鮮と軍事的に対峙している状態にあります。2010年11月には北朝鮮による延坪島砲撃事件が発生しているほか、2015年8月には北朝鮮が韓国の京畿道漣川(ヨンチョン)郡に向けて砲撃を行い、これに対して韓国軍が応射する事件が発生しました。また、北朝鮮は2022年以降、前例のない頻度と態様で弾道ミサイル等の発射を行っており、朝鮮半島情勢は引き続き予断を許さない状況にあります。

韓国におけるテロ警報及びその主な基準は、次のとおりとされています。最新の警報発令状況については、韓国対テロセンターのホームページ(<http://www.nctc.go.kr/nctc/index.do>)で確認できます。

区分	テロ警報発令の主な基準
<b>関心</b>	テロ発生の可能性が低い状態 ・ 韓国を対象としたテロの脅威にかかる情報を入手 ・ 国際テロの頻発
<b>注意</b>	テロとして発展するおそれがある場合 ・ 韓国を対象としたテロの脅威にかかる情報が具体化 ・ 国際テロ組織または関係者の国内潜入の企図
<b>警戒</b>	テロ発生の可能性が高い状態 ・ テロ組織が韓国を直接名指し・脅威 ・ 大規模なテロ利用手段の摘発
<b>深刻</b>	テロ事件の発生が確実視される状態 ・ 韓国を対象とした明白で重大なテロ情報を入手 ・ 国内でテロの企図及び事件の発生



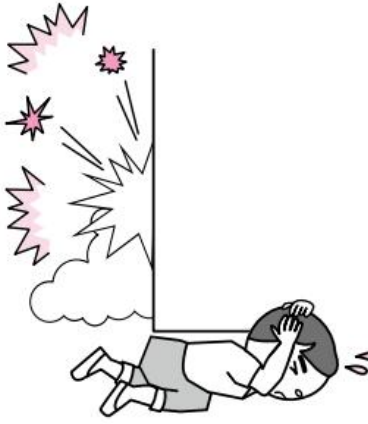
## テロの被害に遭わないために

近年、テロを予防することはこれまで以上に難しくなっています。テロの発生そのものは避けられないとしても、できる限りテロに巻き込まれないようにするため、また、テロに遭遇した場合でも被害を最小限にとどめるための対策が重要です。



混雑する前に  
入退場することを  
心がけよう

● 不特定多数の人が集まる場所での滞在はできるだけ短くし、不穏な動き(不審者、不審物を察知したら、直ちにその場を離れる。(観光施設、イベント会場、ショッピングモール、レストラン、ホテルのロビー、公共交通機関、空港のチェックインカウンター)



### (1) テロの被害に遭わないための事前対策

- テロの標的となりやすい時期や場所を避ける、あるいは極力近付かない。(軍・警察施設、政府関連施設等)
- 大規模行事や特定の時期がテロの標的となりやすいことに留意し、警戒を強める。(イスラム教のラマダン月(断食月)や犠牲祭、クリスマス等)
- 十分な安全対策がとられている滞在先(施設・ホテル)を選ぶ。
- 移動の際は人混みを避ける。防護壁になるものを見つけたら避ける。
- 自立つ服装や行動は避ける。
- 同じ時間に同じ経路を使うといった予測されやすいパターン化された行動を避ける。

### (2) 被害を最小限にとどめるための対策

- 宿泊先、レストラン等では、非常口や退避ルートを事前に確認する。
- 決してパニックに陥らない。
- 爆発音、銃撃音を聞いたら直ちに伏せる。頭部を保護する。確認しに行かない。
- 頑丈な物の陰に隠れる。
- できるだけ速やかに、低い姿勢で現場を離れ、現場には決して戻らない、近づかない。
- 避難が困難であれば部屋等に隠れ、出入り口に力ギをかけ、バリケードを作る。電気を消す、物音を立てない、携帯電話の音が鳴らないようにするなど犯人に気付かれないようにする。
- 可能であれば、携帯電話でメッセージを送るなどして、外部の救助を要請する。

安全な場所に避難した後は、できるだけ早く、現地の日本国大使館や総領事館へ連絡してください。

## 緊急事態への対応

緊急事態とは、地震、洪水といった自然災害のほか、軍事衝突・テロ、さらには大規模デモの発生、感染症の流行など、様々な事態が想定されます。緊急事態が発生したとき、日本大使館及びソウル・ジャパン・クラブ(SJC)では全力で対応にあたります。皆様ご自身でも責任をもって自己の安全確保に努めることが重要ですので、心構え、緊急時の行動等について、日頃から確認しておきましょう。

### 1. 心構え

緊急事態は、いつ発生するかわかりません。緊急事態に備え、備蓄品、携行品等の準備をしておくとともに、家族や職場等で緊急時の連絡方法等を、あらかじめ話し合っておきましょう。特に家族や、単身であれば親しい友人・知人に対して、自分の居場所を連絡しておくよう心がけ、日本大使館に「在留届」を必ず提出してください。緊急事態が発生した際の安否確認は、「在留届」をもとに行います。住居や連絡先が変更となった方は「住所等変更届」を、また日本へ帰国することが決まった際には、「帰国届」を日本大使館に提出してください。

緊急事態が発生する可能性が高まった際には、早期に国外へ退避することも念頭においてください。そのためには、パスポートの有効期限を確認しておくとともに、いざというときに直ちに持ち出せるよう準備してください。

緊急事態が発生するおそれがある場合、日本大使館は邦人の保護に係る情報収集、情勢判断や対応方針・計画等を策定し、メールや公式 SNS、緊急連絡網等を通じ、随時情報提供します。皆様におかれましては、落ち着いて行動するとともに、テレビ、ラジオ等を通じて、情報収集に努めましょう。

## 2. 平素の準備

### (1) 連絡体制の確立・整備

#### ① 日本大使館への在留届の提出

韓国に在留されている方が、事件事故に巻き込まれた際、領事部から連絡を差し上げる際、在留届が重要な資料となります。

特に電話番号とメールアドレスは常に最新のものにしてください。前述の通り、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する人は、その地域を管轄する日本大使館又は総領事館に在留届をすみやかに提出することが義務付けられています(旅券法第16条)。在留届が提出されていないと、現地の日本大使館・総領事館では、皆様の滞在の事実を知ることができません。

そのため、特に在留邦人が巻き込まれたことが危惧される事件・事故、災害等が発生した場合、日本大使館・総領事館が、在留届に記載された所在地や緊急連絡先の情報に基づいた安否確認や日本の留守宅への連絡を行うことができなくなります。

既に在留届を提出された方も、就職や出産、ご帰国等を理由に、ご家族含め、届出内容の変更があった方は、必要に応じて届出内容を再確認してください。配偶者やお子様の登録が無いケースや、ご帰国時の帰国届が無いケースが散見されています。帰国・転出届の提出がないと、帰国された後も、注意喚起や安否確認のためのご連絡がみなさんの電話番号やメールアドレスに送信されることとなります。緊急事態の際、日本大使館・総領事館は、既に帰国している方々の安否確認に時間をとられ、実際に滞在している方の安否確認がそれだけ遅れることにもなりかねませんので、帰国又は転居される際には帰国・転出届(転居先が同じ日本大使館・総領事館の管轄区域内にある場合には変更届)の提出をお願いします。

ご自身が在留届や帰国届を出されたか不明な方は、当館でお調べすることも出来ますので、メールアドレス(ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp)に、

- ・在留届の対象者:外務太郎
- ・生年月日:19xx/01/20
- ・韓国国内の電話番号:010-xxxx-xxxx

をご連絡ください。

なお、既に在留届を紙で提出された方がオンライン在留届に移行する場合は、当館へのご連絡が必要となります。詳細は当館HPをご確認ください。在留届をオンラインで提出した方は、「オンライン在留届(ORR ネット)」上で帰国・転出届を提出してください。

在留届を書面で当館に提出した方は、メールアドレス(ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp)にご相談ください。

なお、在外選挙人名簿登録やオンラインでのパスポートや証明書の発給申請をする際にも、オンライン在留届が必要になります。

オンライン在留届(ORR ネット)



② SJC(ソウル・ジャパン・クラブ)への連絡

SJC会員は、SJC事務局にて緊急連絡網を管理していますので、緊急連絡網を確認するとともに、連絡先に変更を生じた方は、下記へご連絡ください。

SJC事務局

電話:02-739-6962・6963

FAX:02-739-6961

(2) 情報収集

外務省、日本大使館及びSJCの以下の HP をご活用ください。

① ホームページ

外務省海外安全ホームページ



<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本大使館ホームページ



[https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

SJCホームページ



<http://sjchp.co.kr/>

② 日本大使館公式X(旧ツイッター)

日本大使館は、公式X(旧ツイッター)(日本語版)で安全情報等を発信しています。日本大使館ホームページのトップページ「在大韓民国日本国大使館X([https://twitter.com/JapanEmb\\_KoreaJ](https://twitter.com/JapanEmb_KoreaJ))」からフォローすることができます。

③ その他

NHKの海外放送(ラジオ)、「NHKワールド・ラジオ日本」でも定期的に海外の安全情報が提供されています。情報収集の手段としてNHK短波放送を聴取できる受信機を準備することは有効です。

(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認

緊急事態に備え、一時的な避難場所について、ご家族等で日頃から検討しておきましょう。自分がどのような状況(勤務中、通勤途中、自宅に滞在等)でどのような事態に巻き込まれる可能性があるのかを想定し、それぞれのケースで避難場所等をあらかじめ検討しておきましょう。

国民防災安全ポータル([http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index\\_web.jsp](http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index_web.jsp)(韓国語))には、韓国政府が指定する待避所が案内されています。

このほか、「EMERGENCY READY APP」のアプリケーションにおいても、所在地から最寄りの待避所等を検索することができます。待避所には入口等に待避所のマークが標示されていますので、確認しておきましょう。



待避所の表示例

(4) 携行品・非常用物資等の準備

① パスポート・現金等

パスポート、外国人登録証や現金等、必要最低限のものを、直ちに持ち出せるよう、管理、保管してください。パスポートや外国人登録証は身分を証明するものとして必要ですので、有効期間を常時、確認してください。

② 備蓄物品、電池、ラジオ等

緊急事態が発生した際、移動するより自宅で待機する方が良い場合もあります。避難・退避する際の携行品とともに、自宅で待機している間の非常用食料、飲料水、医薬品等を備蓄してください。電池はローリングストックし、ラジオは状態を確認するなど、常時使えるようにしてください。

③ 避難・退避する際の携行品

緊急事態が突発的に発生した際は、安全な場所に避難・退避するための輸送手段が制限されたり、徒歩で移動する必要があることから、避難・退避する際の携行品の準備が必要です。携行品は、直ちに持ち出せるよう、まとめて保管しておきましょう。(※ 緊急時に備えてのチェックリストを参照)

3. 緊急時の行動

(1) 情報収集・安全確保

緊急事態が発生した際には、デマや真偽不明の情報が回ります。状況により、以下の連絡手段から避難・退避のための集合場所等が連絡される場合もあります。これらの連絡手段を複数使えるようにしてください。

- ホームページ(外務省海外安全ホームページ、日本大使館及びSJC)
- 領事メール
- SMS(ショート・メッセージ・サービス)
- 日本大使館公式ツイッター
- NHK国際放送(※短波ラジオ)
- SJC緊急連絡網等

※季節により、周波数は異なります。11955、11830、6190、9750、9765等(いずれも kHz)

(2) 安否確認

大使館安否確認のため、「在留届」または「たびレジ」に登録されている携帯電話に「SMS(ショート・メッセージ・サービス)」によるメッセージが送信されることがあります(送付元番号006-852-9665-7304)。メッセージを受信した際は、本文にしたがって返信してください。

スパムメール対策や電話の転送機能を利用している場合、メッセージが届かないことや返信メッセージが送信できないことがありますので、事前に設定状況等をご確認ください。

### SMS（ショートメッセージサービス）による安否確認

緊急事態が発生した際、邦人の皆さまの安否を確認することは最も重要です。韓国に在留する邦人の安否確認は、在留届に登録された連絡先（電話、FAX、携帯電話、メール）に対して行われます。携帯電話番号を登録いただくと、緊急事態時に安否確認のメッセージが携帯電話に送信されます。

(SMS 送信元番号)

SK Telecom ユーザー 00685296657304

KTF ユーザー +85296657304

LG Telecom ユーザー +85296657304

日本大使館では、皆さまの回答をもとに、安否を確認します。日本大使館から直接安否確認させていただく場合がありますので、携帯電話を通話可能な状況にしておいてください。

メッセージの例

在韩国日本国大使館の邦人安否確認です。

頭文字で返信してください。

A 家族全員安全

B 傷病者あり

C 本人傷病

在留届を提出いただいてから携帯電話番号等が変更となった場合には、速やかに「帰国届・住所等変更届」を日本大使館にご提出願います。

また、さらに詳しい状況を把握するために、インターネットを利用したアンケートを通じて安否確認を行うこともあります。アンケート方式の安否確認の例は、次のとおりです。

### インターネットを利用したアンケート方式による安否確認

1. 「在留届」または「たびレジ」に登録されたメールアドレスにメールが送付されます。
2. 送付されたメールに掲載されているURLをクリックするとWEB上のアンケートページに移動します。アンケートの質問事項には、氏名、生年月日、旅券番号、現在の所在場所、安否状況などが想定されます。
3. アンケートに回答を入力後、返信ボタンを押して送信すれば完了です。なお、回答内容により、電話、メール、SMS等を通じ、日本大使館より回答者に対して連絡が行われることがあります。

いずれにしましても、緊急事態時、安否確認のためには、メールアドレスや携帯電話番号が必要になりますので、再三の繰り返しとなりますが「在留届」または「たびレジ」への登録をお願いし、また帰国届や変更届などで常に最新の情報に更新してください。

緊急事態が発生した際、日本大使館には各種照会が殺到し、電話が通じにくくなる状況になることが想定されます。電話回線を確保する観点から、SJC会員の皆様はSJC連絡網にある班長・委員長等の順で、またその他の団体・組織に所属している方は、同団体・組織を大使館に届け出ていただき、同団体組織を通じてお問い合わせください。

(3) 避難・退避の行動等

領事メールと外務省から発出される「海外安全情報(危険情報)」等に留意してください。「危険情報(渡航中止勧告及び退避勧告)」における対応の目安は以下のとおりです。

① 「渡航はやめてください(渡航中止勧告):レベル3」

この段階では、個人や企業等の判断により、日本への退避(帰国)等が行われることとなります。高齢者、幼児、傷病者等は早めに退避(帰国)されるのが良いでしょう。

輸送手段は、主に定期航空便になりますが、空席の状況や居住地の地理的状況により、海路となる可能性もあります。

② 「退避してください。渡航は止めてください(退避勧告):レベル4」

定期航空便が欠航または十分な座席が確保できない場合、日本大使館やSJCでは邦人の皆様の退避のために、必要に応じ、チャーター便等のその他の輸送手段を確保すべく努めます。

なお、そのような状況下においては、可能な限り大使館員が皆様の出国に対する支援を行いますが、空港等が閉鎖される前に退避することが重要です。

③ 空港等が閉鎖された場合

空港等が閉鎖される等、出国が困難な場合には、次のような対応になるものと想定されます。

(イ) 自宅や待避所での待機

次のような場合に自宅や付近の待避所で待機することが想定されます。

- 外出が禁止された場合
- 外出(集合場所への移動等を含む)が危険と判断される場合
- 安全地域への移動方法等が確定していない場合

(ロ) 安全地域への避難

安全地域への避難方法は、安全性、輸送容量等を総合的に判断し決定されます。集合場所等は、日本大使館等から連絡経路を通じて情報提供する予定です。

(ハ) 留意事項

- しばらく集合場所にて待機することも予想されます。パスポートや外国人登録証のほか、退避に必要な物資、携行品を準備してください。
- 集合場所には、可能な限り大使館員を配置するようにいたしますので、現地では、館員の指示・誘導にしたがってください。
- 自己及び家族の生命・身体の安全を第一に考えて行動してください。

(4) 帰国(退避)後の連絡

在留届を提出されている方が、日本に帰国(退避)された際には、通常時にご自身で ORR ネットから情報を更新するか、または在韓国日本国大使館領事部(領事部代表: +82-2-739-7400)に連絡をお願いいたします。緊急を要する場合、速やかに外務省海外邦人安全課(外務省代表: 03-3580-3311)にご連絡をお願いします。

帰国された旨の連絡がない場合、日本大使館では帰国された方も含めて安否確認をすることとなります。行方不明として取り扱われる場合があるほか、現地に残っている方の安否確認に遅れが生じるおそれがあります。帰国時は、帰国届を必ずご提出いただきますようお願いいたします。

#### 4. その他

##### (1) 「民防衛」について

韓国においては、「民防衛」と呼ばれる訓練が定期的に行われています。

「民防衛」とは、非常事態(戦時・事変またはこれに準ずるもの)、統合防衛事態(敵からの浸透・挑発や脅威に対応するもの)、災難事態から住民の生命と財産を守るため、政府の指導のもと、住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災・救助・復旧及び軍事作戦上の支援など、全ての自衛的活動とされています。民防衛の訓練は、全国規模で行われるもののほか、地域ごとに行われるものもあります。詳細は、国民災難ポータルサイト(<http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index.web.jsp>(韓国語))にてご確認ください。

##### (2) 感染症等への対策

感染症はどのように感染が広まるのか、流行を予測することは困難であり、引き続き注意が必要です。日頃から関係機関による発表、報道等に留意してください。

##### (3) ソウル日本人学校

緊急事態が発生した際、下校や休校などの措置がとられることとなりますので、学校からの連絡に当たってください。

##### (4) (参考)ポータルサイト等

韓国政府(行政安全部)の国民災難ポータルサイト(<http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index.web.jsp>)では、韓国の国民向けに「国民行動要領」等が掲載されていますので、ご参考にしてください。

## 各種資料

連絡先やホームページ等は、変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

## (1)日本大使館・総領事館

機関名	電話番号	参考事項
在韓国 日本国 大使館 領事部	<b>【電話】</b> 大使館代表 02-2170-5200 領事部代表 02-739-7400  <b>【FAX】</b> 邦人援護担当 02-723-3528 査証担当 02-739-7410  24時間対応	<b>【所在地】</b> ソウル特別市鍾路区栗谷路6 ツインツリータワーA棟8階 Consular section, Embassy of Japan TwinTree TowerA 8F, Yulgok-ro 6, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea  <b>【その他】</b> HP: <a href="http://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">http://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a> X: @JapanEmb_KoreaJ  領事部メールアドレス (邦人援護) <a href="mailto:ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp">ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp</a> (査証) <a href="mailto:visa@so.mofa.go.jp">visa@so.mofa.go.jp</a>
在釜山 日本国 総領事館	<b>【電話】</b> 051-465-5104 <b>【FAX】</b> 051-464-1630  24時間対応	<b>【所在地】</b> 釜山広域市東区古館路18 Consulate-General of Japan in Busan 18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan, Republic of Korea  <b>【その他】</b> HP: <a href="http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a> 領事部メールアドレス <a href="mailto:ryojisodan.busan@pz.mofa.go.jp">ryojisodan.busan@pz.mofa.go.jp</a>
在濟州 日本国 総領事館	<b>【電話】</b> 064-710-9500 <b>【FAX】</b> 064-743-5885  24時間対応	<b>【所在地】</b> 濟州特別自治道濟州市1100路3351(老衡洞, 世紀Bldg,9階) Consulate-General of Japan in Jeju Segi Bldg 9F, (Nohyeong-dong) 3351, 1100-ro, Jeju-si, Jeju-do, Republic of Korea  <b>【その他】</b> HP: <a href="https://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a> 領事部メールアドレス <a href="mailto:consular@cj.mofa.go.jp">consular@cj.mofa.go.jp</a>

開館時間外(休館日を含む)は、緊急電話代行サービスに自動転送(日本語対応)され、必要に応じて担当領事が対応します。

このほか、外務省においても電話での問合せや窓口相談を行っています。

## 【外務省領事サービスセンター】

03-3580-3311(内線 2902・2903)

平日午前9時～12時30分及び午後1時30分～午後5時

(2)緊急連絡先

機関名	電話番号及び受付時間	日本語及び通話方法	概要
警察	112	可能	電話を通して日本語通訳サービスを行っており、「Japanese Please(ジャパニーズプリーズ)」と申告すると、日本語通訳者に接続され、通訳を介して通話することができます。
	無休 24時間	「ジャパニーズプリーズ」と申告	
消防・救急 (Help me 119)	119	可能	
	無休 24時間	「ジャパニーズプリーズ」と申告	

(3)病院・医療に関する相談

疾病管理庁	1339	外国人総合案内センター(1345)(09:00-18:00)、 または韓国観光公社観光案内センター(1330)(24時間)との三者通話可能	主な感染症に関する相談や措置の案内。カカオトーク(KDCA:疾病管理庁)も対応。  <a href="https://pf.kakao.com/XrQxkM">https://pf.kakao.com/XrQxkM</a>
	24時間		
	(海外から)		
	+82-2-2633-		
	1339、		
	+82-2-2163-		
	5945		

(4)日本語が通じる医療機関

● ソウル地区

病院名	電話番号	住所等
カトリック大学校 ソウル聖母病院 国際診療センター	02-2258-5747 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市瑞草区盤浦大路222 【交通】地下鉄3号線・7号線・9号線「高速バス ターミナル駅」下車4番出口から徒歩5分、3番出 口からシャトルバス利用。または地下鉄2号線「瑞 草駅(ソチヨ)」7番出口でシャトルバス利用 【HP】 <a href="http://www.cmcseoul.or.kr/jp.common.main.main.sp">http://www.cmcseoul.or.kr/jp.common. main.main.sp</a> 【メール】ihcc@catholic.ac.kr
	平 日 08:30-12:00 13:30-16:30	
延世大学校 新村セブランス病院 国際診療センター	02-2228-5801 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市西大門区延世路50-1 【交通】地下鉄2号線「新村(シンチョン)駅」下車3 番出口から徒歩8分、1番出口からシャトルバス利用 【HP】 <a href="https://sev.severance.healthcare/sev-jp/index.do">https://sev.severance.healthcare/sev -jp/index.do</a> 【メール】ihccjp@yuhs.ac
	平日 08:30-17:30	
建国大学病院 国際診療センター	02-2030-7227 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市廣津区陸洞路120-1 【交通】地下鉄2,7号線「建大入口(コンデイク) 駅」3番、4番出口からすぐ 【HP】 <a href="https://www.kuh.ac.kr/japanese/main.do">https://www.kuh.ac.kr/japanese/main.do</a> 【メール】konkukhealth@gmail.com
	平日 08:30-17:00 (緊急の場合は、上記 時間外も対応可能)	
順天郷大学校付属 ソウル病院 国際診療センター	02-709-9158 (英語アナウンス後「2 番」を選択、「ジャパニー ズプリーズ」と話す)	【住所】ソウル特別市龍山区大使館路59 【交通】京義中央線「漢南(ハンナム)駅」1番出口 から徒歩5~7分 【HP】 <a href="http://international.schmc.ac.kr/seoul/jpn/index.jsp">http://international.schmc.ac.kr/seoul/j pn/index.jsp</a> 【メール】ic@schmc.ac.kr(日本語可)
	平 日 09:00-17:00 土曜日 09:00-12:00	
ソウル峨山(アサン)病院 国際診療センター	02-3010-7944 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市松坡区オリンピック路43ギル88 【交通】地下鉄2号線「蚕室(チャムシル)ナル」駅1 番出口から徒歩10分または1番出口でシャトルバ ス利用 【HP】 <a href="http://jpn.amc.seoul.kr/gb/lang/jpn/main.do">http://jpn.amc.seoul.kr/gb/lang/jpn/main.do</a>
	平日 09:00-17:00 (電話08:30-17:00)	
H PLUSヤンジ病院 付属国際病院	070-4665-9020 070-4665-9364 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市冠岳区南部循環路1636 【交通】地下鉄2号線「新林(シンリム)駅」1番出口 から徒歩5分 【HP】 <a href="http://jpn.newyjh.com/">http://jpn.newyjh.com/</a> 【メール】drkjr@newyjh.com
	平 日 08:30-12:30 13:30-17:30 土曜日 08:30-12:30 (※事前連絡必要)	

ロハス家庭医学科医院	02-790-7470 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市龍山区二村路264, 3階 【交通】地下鉄4号線「二村(イチョン)駅」4番出口または3-1番出口から徒歩5分 【HP】 <a href="http://www.lohascare.org/index.asp">http://www.lohascare.org/index.asp</a>
	平日 09:00-13:00 14:00-18:00 水曜日 09:00-13:00 土曜日 09:00-14:00	
チョウンスクァン 麻酔痛症医学科医院	02-701-7579 (日本語対応)	【住所】ソウル特別市龍山区白凡路340, 3・4階 【交通】地下鉄6号線、京義中央線「孝昌(ヒョチャン)公園アプ駅」5番出口から徒歩7分
	月・火・木 09:00-13:00 14:00-19:30 水・金 09:00-13:00 14:00-19:30 土曜日 09:00-13:00	
※その他、ソウル市内(特に龍山(ヨンサン)区)の二村(イチョン)路の周辺には、日本語が可能な個人病院等が存在します。		

● 京畿道地区

病院名	電話番号	住所等
亜州大学病院 国際診療センター	031-219-5546 (日本語対応)	【住所】京畿道水原市靈通区ワールカップ路164 【交通】地下鉄1号線、盆唐線「水原(スウォン)駅」4番出口からバス10分 【HP】 <a href="http://hosp.ajoumc.or.kr/">http://hosp.ajoumc.or.kr/</a>
	平日 08:00-17:00	
カリック大学校 聖ビンセント病院 (産婦人科)	1577-8588	【住所】京畿道水原市八達(パルダル)区中部大路93 【交通】地下鉄1号線、盆唐線「水原(スウォン)駅」からバス10分 【HP】 <a href="https://www.cmcvincent.or.kr/page/main">https://www.cmcvincent.or.kr/page/main</a>
	平日 08:00-17:00	

● 釜山地区

病院名	電話番号	住所等
(総合病院) 国立釜山大学校病院	051-240-7472 (国際医療センター)	釜山広域市西区九徳路179
(総合病院)海雲台白病院	051-797-0566 (国際医療センター)	釜山広域市海雲台区海雲台路875
(総合病院)チョウコン安病院	051-625-0900	釜山広域市水営区水営路493

(韓医院) シム・ジェウオン韓医院	051-731-0078	釜山広域市海雲区九南路734-5階
(韓医院) ジョンスキン韓医院	051-802-3200	釜山広域市釜山鎮区西面路47-9階
(薬屋)セミョン薬局	051-245-1081	釜山広域市中区光復路33
(産婦人科)チョウン文化病院	051-644-2002	釜山広域市東区凡一路119
(小児科)大東病院	051-554-1233	釜山広域市東萊区忠烈大路187
(小児科) 朴小児青少年科医院	051-468-0362	釜山広域市東区草梁上路92
(歯科)釜山Ye歯科医院 (日本人対応)	051-741-7790	釜山広域市海雲台区海雲台路409
(歯科)センタム・オデッセイ歯 科医院	051-743-2080	釜山広域市海雲台区海雲台路369海雲台 センタムメディカルセンター9階
(歯科)DENTAPIA歯科医院	051-819-3000	釜山広域市釜山鎮区凡一路133
(歯科)イ・サングク歯科医院	051-246-5781	釜山広域市中区大庁路88-1
(外科)センタム外科医院	051-704-7222	釜山広域市海雲台区海雲台路407新世界 プラザ
(耳鼻咽喉科) キム・ホンヒ耳鼻咽喉科医院	051-245-8687	釜山広域市中区光復中央路35
(眼科)聖母眼科医院	1600-0775	釜山広域市海雲台区海雲台路409-1
(眼科)ABC眼科	051-816-7582	釜山広域市釜山鎮区伽耶大路769
(皮膚科)コウンセサンキム・ヤンヅエ 皮膚科医院	051-805-1004	釜山広域市釜山鎮区中央大路686
(麻酔痛症医学科) ナレ麻酔痛症医学科医院	051-701-5151	釜山広域市海雲台区佐洞循環路505セント ラルメディアタワー5階
(成形外科)She's成形外科	051-710-0788	釜山広域市中区光復路734-5階
(総合病院)海雲台フミン病院	1670-0082	釜山広域市海雲台区海雲台路584
(内科)キム・キョンシク内科	051-468-4735	釜山広域市東区中央大路227
(内科)ゴヨ医院	051-753-2477	釜山広域市水営区虎岩路6
(産婦人科) クオン・キョンジャ産婦人科医院	051-335-3355 051-335-3356	釜山広域市北区白楊大路1204

● 済州地区

病院名	電話番号	住所等
済州大学付属総合病院	(代)064-717-1114 (急)064-717-1903	済州市アラン13ギル15
漢拏病院	(代)064-740-5000 (急)064-740-5159	済州市道令路65
韓国病院	(代)064-750-0000 (急)064-750-0119	済州市西光路193
西帰浦医療院	(代)064-730-3000 (急)064-730-3001	西帰浦市チャンス路47
S-中央病院	(代)064-786-7000 (急)064-786-7777	済州市月朗路91
ハンマウム病院	(代)064-750-9000 (急)064-750-9119	済州市蓮新路52

● その他

病院名	電話番号	住所等
【大邱】 大邱医療観光振興院	053-253-1576	大邱広域市中区大平路160-12階
【蔚山】 グッドモーニング家庭医学医 院	055-277-0212	蔚山広域市中区茶雲路46-2.階

(5)生活等に関する相談

機関名	電話番号及び受付時間	日本語通話方法	概要
ソウル グローバル センター	02-2075-4180	アナウンス後 「3」番を選択	ソウルで暮らす外国人の生活相談、語学研修、行政サービス、出入国管理相談、創業相談等を実施。 二村(イチョン)、延南(ヨンナム)、梨泰院(イテウォン)、西来(ソレ)、衿川(クムチョン)、城北(ソンプク)、江南(カンナム)にはグローバルビレッジセンターがある。
	平日 9:00-18:00		
外国人 総合案内 センター	1345 (海外から) +82-2-1345	アナウンス後 「0*」番→「6*」 番を選択	再入国など出入国手続き、外国人登録、滞留期間の延長及び滞留資格変更、招待、国籍及び帰化、社会統合プログラム、結婚移民者ネットワークなどの問合せに対応
	平日 9:00-18:00		
ダサン (DASAN) コールセンター	ソウル市内: 120 ソウル市外 : 02-120 (海外から)+82 -2-731-2120	アナウンス後 「9」番→「3」番を 選択	日本語が通じない機関へ問い合わせたい時の三者通話サービス ● 公共機関の電話番号が知りたい ● 韓国で車の運転免許証を取得したい ● 病院で医師に症状を伝えたい ● 日本語サービスが可能な弁護士の紹介を希望する場合
	平日 9:00-18:00		
ダヌリ (DANURI) コールセンター	1577-1366	「ジャハニースプリーズ」と話す。	移住外国人女性に対する家庭内暴力、性暴力、売春など緊急な状況におかれ、暴力の被害を受けている移住外国人女性に365日ホットラインを通じて母国語での相談、通訳を提供。電話による3者通話も可能。外国人の語学教育、通訳・翻訳支援、育児支援、起業・就職支援も実施。 アプリケーションはGoogle Playストア、AppleのApp Storeで「DANURI」で検索。
	無休 24時間		

ソウル 医療観光 ヘルプデスク	1577-7129	アナウンス後 「2」番を選択	ソウル市の医療機関紹介、予約、相談等の 情報提供。 メールでの相談にも対応。 【メール】 <a href="mailto:medicaltourseoul@sto.or.kr">medicaltourseoul@sto.or.kr</a>
	年中無休 9:00-18:00		
韓国 観光公社 コールセンター	1330 (海外から) +82-2-1330	アナウンス後 「3」番を選択	観光通訳案内士の資格を持った専門の観 光案内職員が、観光地、交通、宿泊、ショッ ピング、イベント情報など、観光に必要な情報を 案内。 韓国を旅行中、飲食店やタクシーなどで不当 な料金を請求されたというような苦情を電 話、メール等に対応。 <a href="https://www.touristcomplaint.or.kr/jp/gate">https://www.touristcomplaint.or.kr/jp/gate</a> 【メール】 <a href="mailto:tourcom@knto.or.kr">tourcom@knto.or.kr</a>
	無休 24時間		
ウエスタン ユニオン ジャパン	(日本国内) 0120961623 (海外から) +81-3-6868-0758	直接通話可能	国際送金サービス。送金手続き完了後、短時 間で受取りが可能。送金は、日本全国にあ る取扱店舗、ファミリーマートに設置のFamiホ ート、セブン銀行のATM・インターネットバンキング・モバ イルバンキングから可能。 送金に際し、事前に登録が必要な場合があ るので注意が必要。
	無休 9:00-22:00		
出入国 在留 管理庁 (日本)	+81-3-5796-7112	直接通話可能	日本への出入国及び在留手続きに関する 各種問い合わせ及び日本に移住する際の 相談窓口として下記センターを開設。  「ワンストップ型相談センター」 電話 81-3-3202-5535 営業 平日(09:00-16:00)(2,4水曜日は休)
	平日 8:30-17:15		

## (6)韓国内の空港

## ● 仁川空港

機関名	電話番号	参考事項
空港利用案内(Help Desk)	1577-2600 (海外から) +82-2-1577-2600	
空港警察隊 盗難・犯罪通報	032-740-0112	
医療センター	032-743-3119	第1旅客ターミナル
	032-743-7080	第2旅客ターミナル
遺失物管理所	032-741-3110, 3114	第1旅客ターミナル
	032-741-8988, 8989	第2旅客ターミナル
火災通報	119 032-741-2119	空港消防隊
爆破物通報	032-741-4000	第1旅客ターミナル
	032-741-4425	第2旅客ターミナル
テロ通報	032-741-4949	第1旅客ターミナル
	032-741-0202	第2旅客ターミナル
動物検疫所	032-740-2660(出国) 032-740-2671(入国)	第1旅客ターミナル
	032-740-2028(出国) 032-740-2021(入国)	第2旅客ターミナル
植物検疫所	032-740-2077	第1旅客ターミナル
	032-740-2029	第2旅客ターミナル
水産物検疫所	032-740-2981	第1旅客ターミナル
	032-740-2971	第2旅客ターミナル
税関案内	032-722-4422	第1旅客ターミナル
	032-723-5150, 5151	第2旅客ターミナル
出入国管理事務所	032-740-7391, 7392	第1旅客ターミナル
	032-740-7361, 7362	第2旅客ターミナル

● 金浦空港

機関名	電話番号	参考事項
空港総合案内	1661-2626	
金浦空港警察隊	02-3439-5622	
金浦税関	02-6930-4905	
出入国管理事務所	02-2664-6202	
検疫所	02-2663-7932	
動・植物検疫所	02-2664-2601	
交通案内	1661-2626	
火災通報	119 02-2660-2578	消防救助隊
遺失物センター	02-2660-4097	

● 金海空港

機関名	電話番号	参考事項
空港利用案内	1661-2626	
金海空港警察隊	051-974-2432 051-974-2403	国際線 国内線
遺失物保管所	051-974-3776	
金海空港税関	051-899-7200	
金海空港出入国管理事務所	051-979-1333 051-979-1353	入国用 出国用
金海空港検疫所	051-973-1922	
植物検疫所	051-971-4991	農林畜産検疫本部嶺南地域本部 金海空港事務所
空港医療センター	051-974-2888	

(7)航空会社

機関名	電話番号	参考事項
大韓航空	1588-2001 02-2656-2001	代表番号
アジアナ航空	1588-8000 02-2669-8000	予約センター
日本航空	02-757-1711	
全日本空輸	0079-8811-0842 02-2096-5500	ANAグローバルコンタクトセンター ソウル支店コールセンター
ピーチ航空	02-2023-6764	
ティーウェイ航空	1688-8686	予約センター
ジンエアー	1600-6200 02-6099-1200	顧客サービスセンター
済州(チェジュ)航空	1599-1500	顧客センター
エア釜山	1666-3060	予約センター
エアソウル	1800-8100	予約問い合わせ
ジップエアー	02-2023-6456	ヘルプセンター
エアプレミア	1800-2626	予約センター
イースター航空	1544-0080	予約問い合わせ
エアージャパン	02-3700-5193 (韓国語) +81-3-6731-9249(日本内)	お問い合わせ(お電話窓口)

(8)海運会社

機関名	電話番号	航路等
釜山港湾公社 国際旅客ターミナル	051-400-1200	<a href="http://www.busanpa.com/bpt">www.busanpa.com/bpt</a>
釜関フェリー(韓国) 関釜フェリー(日本)	051-464-2700(釜山) 083-224-3000(下関)	釜山～下関 <a href="http://www.pukwan.co.kr">www.pukwan.co.kr</a> <a href="http://www.kampuferry.co.jp">www.kampuferry.co.jp</a>
高麗フェリー(韓国) カメリアライン(日本)	1688-7447(韓国内) 092-262-2323(博多)	釜山～博多 <a href="http://www.koreaferry.kr">www.koreaferry.kr</a> <a href="http://www.camellia-line.co.jp">www.camellia-line.co.jp</a>
パンスタークルーズ	1577-9996(韓国内)	釜山～大阪 <a href="http://www.panstar.co.kr">www.panstar.co.kr</a>
JR九州高速船	051-469-0778(釜山) 092-281-2315(福岡)	釜山～博多 <a href="http://www.jrbeetle.com">www.jrbeetle.com</a>
スターライン	1599-0255(韓国内)	釜山～対馬 <a href="https://www.thenina.co.kr">https://www.thenina.co.kr</a>

日本から韓国内へ、韓国から日本国内の事務所へかける場合は、それぞれ国番号が必要です。

※ 航路の変更や運休等の状況については、各海運会社へお問合せください。

(9)遺失物相談

● ソウル地区

機関名	電話番号	参考事項
ソウル警察庁	112(犯罪に関する通報) 182(上記以外の相談) ジャパニーズプリーズで 通訳へ連絡	※警察庁遺失物総合案内 「LOST112」 ( <a href="http://www.lost112.go.kr">www.lost112.go.kr</a> ) からも検索可能。
仁川国際空港(遺失物管理所)	第1ターミナル032-741-3110 3114	
	第2ターミナル032-741-8988 8989	
金浦空港(紛失物センター)	02-2660-4097	
ソウルバス遺失物センター	02-415-4101	ソウル特別市 バス運送事業組合 ( <a href="http://www.sbus.or.kr">http://www.sbus.or.kr</a> )
ソウルタクシー遺失物センター	02-2033-9200 (車両ナンバーを覚えている場合) 1644-1188 (クレジットカード決済の場合)	ソウルタクシー運送事業組合 ( <a href="http://www.stj.or.kr">http://www.stj.or.kr</a> )
ソウル個人タクシー遺失物センター	02-2084-6300	ソウル個人タクシー運送事業組合 ( <a href="http://www.spta.or.kr/">http://www.spta.or.kr/</a> )
ソウル市公共交通・ 統合紛失物センター	120	ソウル特別市 ( <a href="https://www.seoul.go.kr/v2012/find.html?SSid=560_10#">https://www.seoul.go.kr/v2012/find.html?SSid=560_10#</a> )

● 主要な鉄道遺失物センター

鉄道会社		駅名	電話番号	参考事項
ソウル外口	1,2号線	市庁(シチョン)	02-6110-1122	平日 09:00-18:00  ( <a href="http://www.seoulmetro.co.kr/kr/page.do?menuIdx=541">http://www.seoulmetro.co.kr/kr/page.do?menuIdx=541</a> )
	3,4号線	忠武路(チュンムロ)	02-6110-3344	
	5,8号線	往十里(ワンシムニ)	02-6311-6765	
	6,7号線	泰陵入口(テルンイック)	02-6311-6766	
	9号線	銅雀(トンジャク)	02-2656-0009	平日07:00-24:00 休日07:00-23:00
総合運動場		02-2656-0787	平日09:00-18:00	
A' REX	空港鉄道	黔岩(コマム)	032-745-7777	1599-7788

鉄道会社		駅名	電話番号	参考事項
韓国鉄道公社 (KORAIL)	KTX	ソウル	02-755-7108	1599-7777 アナウンス後 「2」番を選択 (日本語対応)
		龍山(ヨンサン)	02-749-3583	
		永登浦(ヨントウンポ)	02-2639-3320	
		清涼里(チョンニャンニ)	02-966-2643	
		大田(テジョン)	042-259-2416	
		江陵(カンヌン)	033-520-8377	
		全州(チョンジユ)	063-249-7019	
		光州松汀 (クァンジュソンジョン)	062-941-3278	
		木浦(モクポ)	061-242-0510	
		麗水(ヨス)EXPO	061-749-2604	
		釜山(プサン)	051-440-2641	
SRT		水西(スソ)	02-6177-8245	1800-1472
		東灘(ドンタン)	031-328-9505	
		平澤芝制(ピョンテクチゼ)	031-646-8805	
仁川交通公社	仁川線	仁川市庁(インチョンシジョン)	032-451-3650	09:00-18:00
DX LINE	新盆唐線	良才(ヤンジエ)	031-8018-7777	
龍仁軽電鉄	エバーライン	三街(サムガ)	031-329-3551	
議政府軽電鉄			031-820-1004	
牛耳新設軽電鉄		ソルパッ公園	02-3499-5590	
西海線		草芝(チョジ)	031-5183-2798	
金浦ゴールドライン		沙隅(サウ)	031-8048-1799	
新林線		ホラメ病院	070-4855-2227	

● 釜山地区

機関名	電話番号	参考事項
釜山地方警察庁	警察共通 112(犯罪に関する通報) 182(上記以外の相談)	JAPANESE PLEASEで 通訳へ連絡
地下鉄遺失物センター	051-640-7339	平日(09:00-18:00)

● 済州地区

機関名	電話番号	参考事項
済州地方警察庁	112(犯罪に関する通報) 182(上記以外の相談) ジャパニーズプリーズで 通訳へ連絡	※警察庁遺失物総合案内 「LOST112」 ( <a href="http://www.lost112.go.kr">www.lost112.go.kr</a> ) からも検索可能。
	064-798-3147	担当 犯罪予防対応課 犯罪予防秩序係
済州東部警察署	064-750-1318	担当 犯罪予防対応課 犯罪予防秩序係
済州西部警察署	064-760-1319	担当 犯罪予防対応課 犯罪予防秩序係
西帰浦警察署	064-760-5319	担当 犯罪予防対応課 犯罪予防秩序係
済州自治警察団	064-710-6524	担当 生活安全係

(10) 保険会社

機関名	電話番号	参考事項
三井住友海上	(全世界から)+81-3-3497-0915 (韓国から)00798-81-1-0823	<a href="https://www.ms-ins.com/contractor/emergency/kairyo/0001.html">https://www.ms-ins.com/contractor/emergency/kairyo/0001.html</a>
損保ジャパン	0120-08-1572 018-888-9547(有料)	<a href="http://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/travel/">http://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/travel/</a>
ジェイアイ傷害火災保険	0120-395-470 0120-75-3157	<a href="http://www.jihoken.co.jp/">http://www.jihoken.co.jp/</a>
AIG損保	0120-04-1799 (韓国から)001-81-98-941-227	<a href="https://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact">https://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact</a>
あいおいニッセイ同和損保	0120-853-024 (韓国から)00798-81-1-0825	<a href="https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/dialing_service.html">https://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/dialing_service.html</a>
Chubb損害保険	0120-071-313 (韓国から)00798-81-1-0826	<a href="https://www.chubb.com/jp-jp/claims/travel.html">https://www.chubb.com/jp-jp/claims/travel.html</a>
東京海上日動	0120-119-110 0120-868-100	<a href="https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/contact/">https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/contact/</a>

(11)カード会社

カード名	窓口名称	連絡先
アプラスカード	緊急エマージェンシーライン	03-3865-4751
アメリカンエクスプレスカード	グローバル・ホットライン	00798-651-7032
イオンカード	クレジットカード紛失受付係	00798-81-1-0687
コストコグローバルカード(オリコ)	紛失盗難受付ダイヤル	+81-11-700-2952
ジャックスカード	紛失・盗難専用ダイヤル	+81-42-812-2293
セゾンカード	セゾンカード紛失受付係	00798-81-1-6467
ダイナースクラブカード	ダイナースクラブコールセンター	+81-3-6770-2796
セディナカード	紛失・盗難専用ダイヤル	00798-81-1-0660 +81-3-5638-3511
三井住友カード	カード紛失・盗難受付デスク	001-800-12121212 +81-3-6627-4067
ライフカード	エマージェンシーライン	+81-3-3431-1037
楽天カード	紛失・盗難専用ダイヤル	+81-92-474-9256
MUFGカード	海外盗難・紛失専用オートコレクトコール	001-800-02491468 +81-52-249-1468
NICOSカード	盗難紛失受付センター	001-800-860860-99 +81-52-300-8067
JCBカード	紛失盗難受付デスク	001-800-00090009 002-800-00090009 +81-422-40-8122
	(JCBプラザラウンジ・ソウル)	02-755-4977
UCカード	UC海外なくしてもホットライン	001-800-80058005 +81-3-5996-9130

「+81」は日本にアクセスするための日本の国番号です

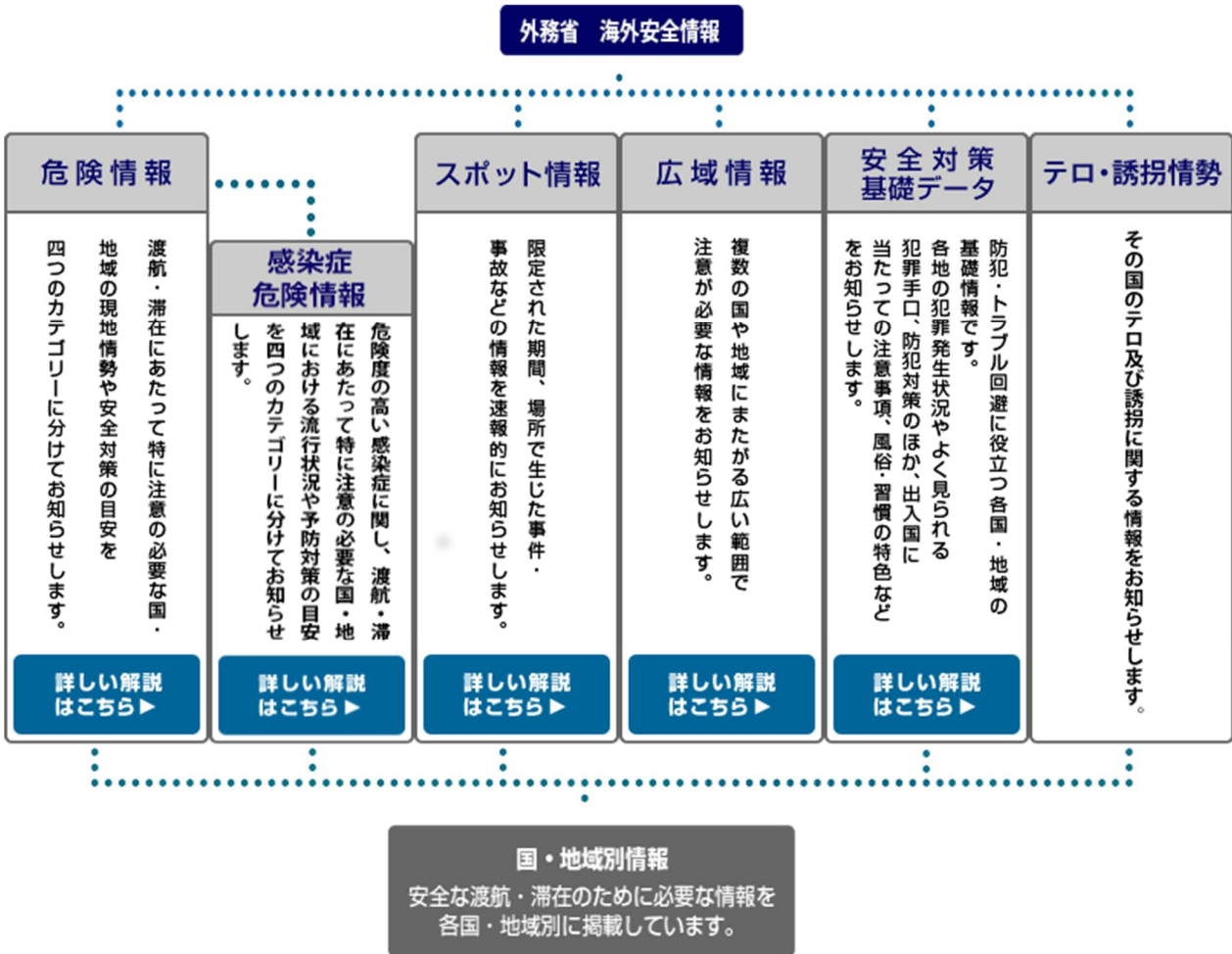
(12)トラブルにおける韓国語

日本語	韓国語	読み方
助けて！	살려주세요	サルリョジュセヨ
手伝ってください	도와주세요	トワジュセヨ
警察に電話してください	경찰에 전화해주세요	キョンチャレ チョナヘジュセヨ
救急車を呼んでください	구급차를 불러주세요	クグッチャルル プルロジュセヨ
急いで	빨리빨리	パルリパルリ
急いでください	서둘러 주세요	ソドウルロ ジュセヨ
泥棒だ	도둑이야	トドウギヤ
パスポートを無くしました	여권을 잃어 버렸어요	ヨッコヌル イロポリョッソヨ
日本語を話せる人はいますか	일본어 할 줄 아는 사람이 있어요	イルボノ ハルチュル アヌン サラミ イッソヨ
私の荷物がなくなりました	제 짐이 없어졌어요	チェ チミ オブソジョッソヨ
けが人がいます	다친 사람이 있어요	タチン サラミ イッソヨ
財布(旅券)をなくしました	지갑(여권)을 잃어버렸어요	チガプ(ヨックオン) イロポリョッソヨ
警察に連絡してください	경찰에 연락해 주세요	キョンチャレ ヨルラクケ ジュセヨ
盗難証明書を作成してください	도난 증명서를 만들어 주세요	トナン チュンミョンソ マンドウロ ジュセヨ
病院へ連れて行ってください	병원에 데려가 주세요	ビョンウオネ デリョガ ジュセヨ
医者を呼んでください	의사를 불러 주세요	ウイサ プルロ ジュセヨ
気分が悪い(体調がよくない)です	몸이 아파요	モミ アッパヨ
熱があります	열이 있어요	ヨリ イッソヨ
ここが痛いです	여기가 아파요	ヨギガ アッパヨ
事故に遭いました	사고가 났어요	サゴガ ナッソヨ
診断書と領収書をください	진단서와 영수증을 주세요	チンダンソワ ヨンスジュン ジュセヨ

(13) 海外安全情報

海外安全情報は、外務省が渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出する情報です。

最新の現地治安情勢を踏まえ、「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」、「安全対策基礎データ」、「テロ・誘拐情報」を発出しています。



「危険情報」の目安について

「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

「危険情報」は、その国・地域毎の治安情勢を総合的に判断した上で発出するものであり、あらゆる状況に適用されるような厳密な発出基準はありませんが、日本人の「生命・身体」に対する脅威を一つの重要なポイントとしており、中・長期的な観点から発出されます。

すなわち、ある国・地域において、日本人の「生命・身体」に危害を及ぼす事案が現実に存在し、それがある程度継続的に発生している場合、または、治安等の悪化により、日本人の安全にとり何らかの悪影響が及ぶ可能性がある場合には、その国・地域に対し「危険情報」を発出し、渡航・滞在者に注意を呼びかけることとしています。また、事態の重大性如何によっては、「危険情報」の中で「渡航の延期」や「退避勧告」を呼びかけることもあります。

「危険情報」の発出対象と安全対策

「危険情報」は、全ての在留邦人及び邦人渡航者を対象として発出していますが、「危険情報」のレベル別の分類及びその内容は、渡航先の国・地域の情勢について、また、安全対策や危険回避のための対策について、必ずしもいずれの面でも専門家ではない、一般的な日本人の個人渡航者を対象とすることを想定して構成されています。

「危険情報」において各国・地域をレベル別に分類しているのは、危険の度合いを概念的にわかりやすく区分するための工夫であり、必ずしもある国・地域における事件や事故の発生頻度が別の国・地域より高いといった統計的な比較に基づくものではありません。これは、海外滞在者や渡航者が想定すべき危険の種類が、政情不安、暴動、内戦、テロ、一般犯罪、自然災害といった、多岐にわたりが危険の度合いも様々な要因に基づくものであるため、国・地域毎の単純な比較が出来ないためです。

また、滞在者・渡航者自身の安全対策に関する知見や能力も、対象となる国・地域毎に異なることが想定されます。さらに、安全対策のための知見や能力も限定的な個人渡航者と、最新情報や専門的知識に基づき組織的な安全対策を講じている旅行会社による企画旅行、さらには機関や企業による派遣事業との間でも、渡航すべきか否かの判断や、渡航する場合に取るべき安全対策の内容も異なってくるものが想定されます。

「危険情報」の活用にあたっては、この「危険情報」が上記の前提に基づいて構成されていることを念頭においてご利用ください。また、それぞれの国・地域における情勢については、「危険情報」のみならず、スポット情報、安全対策基礎データ、テロ・誘拐情勢、感染症危険情報等において可能な限り詳細に記述していますので、「危険情報」と併せて参照してください。

「危険情報」が発出されていない国・地域について

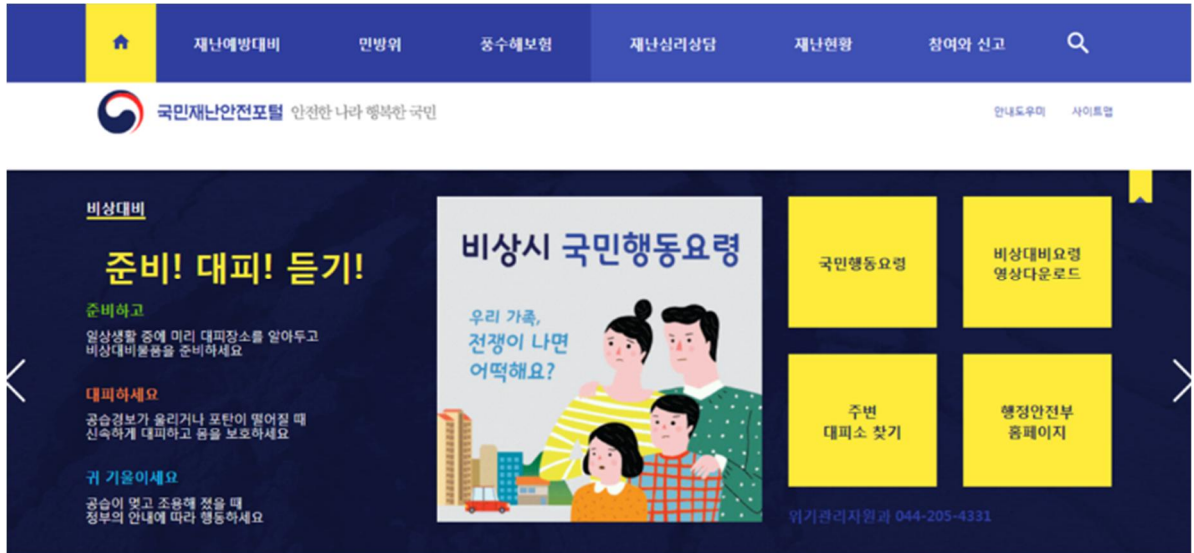
「危険情報」が発出されていない国や地域についても、「危険情報」が発出されている国・地域と比べれば比較的安全と評価されてはいるものの、その国・地域への渡航の危険がないことを意味するものではありません。

「危険情報」の他にも、突発的な事件・事故、テロの脅威、自然災害等に関する「広域情報」や「スポット情報」を確認してください。

レベル1: 十分注意してください	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください

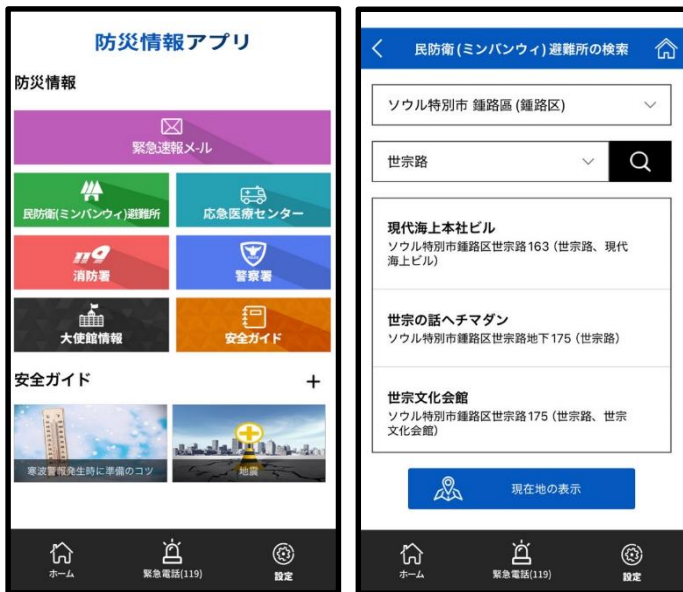
(14) 待避施設

前掲の国民災難安全ポータル([http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index\\_web.jsp](http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index_web.jsp))は、韓国政府が指定する避難所を確認できます。



(参考:国民災難安全ポータル画面例)

また、前述のアプリケーション(「EMERGENCY READY APP(日本語対応あり)」)を利用すると、スマートフォンで自身の所在地周辺の待避所を検索することもできます。



(参考:アプリケーション画面例)

主要待避施設

(参考:ソウル特別市ホームページ「民防衛待避所」)

最新の待避施設に関する情報は、韓国国民災難安全ポータル (www.safekorea.go.kr) で、ご確認ください。

地域区分	施設名	住所	規模	収容人数
ソウル特別市	江南区 江南区庁 地下1階	江南区鶴洞路426	1422㎡	1723人
	江南区 江南区民会館 地下1～3階	江南区三成路154	5319㎡	6447人
	江東区 江東区庁本庁舎及び第2庁舎 地下1階	江東区城内路25	2196㎡	2661人
	江東区 江東慶熙大学病院本館棟 地下1階	江東区東南路892	17914㎡	21713人
	江北区 江北区庁 地下1階	江北区道峯路89キル13	1488㎡	1803人
	江北区 彌阿洞複合庁舎 地下1階	江北区ソルメ路49キル14	2712㎡	3287人
	江西区 江西区庁 地下2階	江西区禾谷路302	770㎡	933人
	江西区 梨大ソウル病院 地下駐車場1～6階	江西区空港大路260	75008㎡	90918人
	冠岳区 冠岳区庁庁舎 地下1～2階	冠岳区冠岳路145	4432㎡	5372人
	冠岳区 ソウル大学農業生命科学大学 地下駐車場1～2階	冠岳区冠岳路1	6773㎡	8209人
	広津区 九宜2洞複合庁舎 地下駐車場1～3階	広津区千戸大路136キル55	3126㎡	3789人
	広津区 建国大学セジョンニョン館 地下2階	広津区陵洞路120	9125㎡	11060人
	九老区 九老区庁本館 地下1階	九老区カマサン路245-0	1323㎡	1603人
	九老区 高麗大学九老病院新館 地下駐車場3階	九老区九老洞路148-0	2645㎡	3206人
	衿川区 衿川区庁 地下1～2階	九老区始興大路73キル70	10190㎡	12351人
	衿川区 衿川文化体育センター 地下駐車場1階	衿川禿山路54キル188	4243㎡	5143人
	蘆原区 蘆原区庁 地下駐車場1階	蘆原区蘆海路437	4500㎡	5454人
	蘆原区 蘆原乙支大学病院 地下駐車場2～4階	蘆原区ハングル碑石路68	14000㎡	16969人
	道峯区 道峯区庁 地下駐車場1～2階	道峯区マドゥル路656	15947㎡	19329人
	道峯区 ソウル北部地方検察庁 地下駐車場1階	道峯区マドゥル路747	9560㎡	11587人
	東大門区 東大門区庁 地下駐車場1～2階	東大門区千戸大路145	12021㎡	14570人
	東大門区 東都市立病院 地下駐車場1～2階	東大門区無学路124	11580㎡	14036人
	銅雀区 銅雀区庁 地下1階	銅雀区チャンスンベギ路161	1286㎡	1558人
	銅雀区 中央大学病院中央館 地下駐車場1～3階	銅雀区黒石路102	25870㎡	31357人
	麻浦区 麻浦区庁 地下駐車場1階	麻浦区ワールドカップ路212	18202㎡	22063人
	麻浦区 合井洞住民センター 地下2階	麻浦区ワールドカップ路5キル11	7943㎡	9627人
	西大門区 西大門区庁 地下1階	西大門区延禧路248	1422㎡	1723人
	西大門区 セブランス病院 地下1～3階	西大門区延世路50-1	46714㎡	56623人
	瑞草区 瑞草区庁庁舎 地下1階食堂	瑞草区南部循環路2584	2203㎡	2670人
	瑞草区 ソウル聖母病院 地下駐車場1～5階	瑞草区盤浦大路222	5800㎡	7030人
	城東区 城東区庁 地下駐車場1～2階	城東区古山子路270	17682㎡	21432人
	城東区 漢陽大学大運動場 地下駐車場1階	城東区往十里路222	13016㎡	15776人
	城北区 城北区庁 地下1～4階	城北区普門路168	11611㎡	14073人
	城北区 高麗大学理科大学ハナスクエアー 地下駐車場2～3階	城北区高麗大路22キル6-7	15559㎡	18859人
	松坡区 松坡区庁 地下駐車場1～2階	松坡区オリンピック路326	4425㎡	5363人
	松坡区 ソウルアサン病院東館地下駐車場(新館含む)2～5階	松坡区オリンピック路43キル88	61343㎡	74355人
	陽川区 陽川区庁 地下駐車場1～2階	陽川区木洞東路105	3855㎡	4672人
	陽川区 梨花女子大学付属木洞病院 地下1～2階	陽川区安養川路1071	9705㎡	11763人
	永登浦区 永登浦区庁 地下2～3階	区永登浦区堂山路123	553㎡	670人
	永登浦区 楊平2洞住民センター 地下1～3階	永登浦区仙遊路47キル30	4509㎡	5465人
	龍山区 龍山区庁 地下2～5階	龍山区緑莎坪大路150	17737㎡	21499人
	龍山区 国立中央博物館 地下1～2階	龍山区西氷庫路137	17787㎡	21560人
恩平区 恩平区庁本館 地下1階	恩平区恩平路195	926㎡	1122人	
恩平区 恩平区民体育センター 地下1～2階	恩平区津寛1路40	3722㎡	4511人	
鍾路区 韓国放送通信大学本館 地下駐車場1階～3階	鍾路区大学路86	13159㎡	15950人	
鍾路区 成均館大学600周年記念館 地下2～4階	鍾路区成均館路25-2	6815㎡	8260人	
中区 ソウル特別市庁 地下1～4階	中区世宗大路110	2021㎡	2449人	
中区 中区庁 地下1～3階	中区昌慶宮路17	1448㎡	1755人	
中浪区 中浪区庁 地下駐車場1階	中浪区烽火山路179	4840㎡	5866人	
中浪区 ソウル医療院 地下駐車場1～3階	中浪区新内路156	45542㎡	55202人	

【退避施設】

インターネットが使えない環境など、いざというときに備えて、ご自宅や、よく立ち寄る場所の近くの退避施設をメモしておきましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

緊急時に備えてのチェックリスト

① パスポート

- パスポートは、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認してください（残存有効期間が6か月前後の場合、パスポートの切替発給を申請してください）。
- パスポートの最終ページの「緊急連絡先(EMERGENCY CONTACT INFORMATION)」も記載してください。
- パスポートとともに外国人登録証、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にするとともに、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておくことが必要です。

② 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード

緊急時には、パスポートとともにすぐに持ち出せるよう保管してください。  
現金は家族が十分に生活できる外貨及び当座必要な現地通貨をあらかじめ用意しておきましょう。

③ 自動車等の整備

- 自動車を保有されている方は、整備しておくようにしましょう
- 燃料は十分に入れておきましょう
- 車内には、懐中電灯や地図、簡易トイレ、ティッシュ等を備えておきましょう
- 自動車を保有していない方は、自動車を保有している人に、必要な場合に同乗できるよう相談しておきましょう

④ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする状況に備え、上記①～③のほか、下記の携行品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。なお、退避時の航空機内への持ち込み制限を考慮し、携行品は最小限にまとめておくようにしましょう。機種によっては、10kg 程度にまとめておくことを求められる場合もあります。また、ハードタイプのスーツケースは極力避け、背負えるバック等が良いでしょう。

- 衣類、着替え  
長袖・長ズボンが良い。動きやすく、華美でないもの。麻、綿等、吸湿性、耐暑性に富む素材がよいでしょう。  
また、地域や季節に応じ、防寒着や毛布類を持参するとよいでしょう。
- 履き物  
動きやすく、靴底の厚いもの
- 洗面用具  
タオル、歯磨きセット、石けんなど
- 非常用食料

自宅待機になることも想定し、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルクなどの保存食及びミネラルウォーター等、家族が十分に生活できる量を準備しておきましょう。

- 医薬品

家庭用常備薬のほか、常用する薬(必要に応じて医師の薬剤証明書等)、救急キット(外傷薬、消毒薬、衛生面、包帯、絆創膏など)、マスクなど

- ラジオ

- その他

懐中電灯、予備電池、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾など

- ペット

緊急事態が発生した際、ペットとともに退避することは、退避先での手続きや、航空機等への搭乗における制約等から、困難となることがあります。ペットがいる方は、公共輸送機関が動いている間に、早めに退避するか、現地の方に託すなどするようにしましょう。

## 参考：行動指針

韓国政府は、自国民向けの行動要領のほか、外国人向けの非常事退避マニュアルなどを公開しており、そのうち主なものを紹介します。

### 知っておくべき情報

- ① 状況把握及び連絡の維持
  - デマや偽情報に動揺せず、日本政府や韓国政府の放送(テレビ、ラジオ)を聴取し、案内にしたがって行動すること
  - 大使館や招聘者、雇用主、知人等と定期的に連絡し、状況を正確に判断できるようにすること
  - 旅行、ショッピング、公演観覧など、外部での活動をできるだけ控え、居住地や勤務先等を中心に生活すること
- ② 帰国または滞在の決定
  - 非常時、本人が所属している企業、学校、招聘団体等と相談し、大使館の案内により滞在または帰国を決定すること
  - 帰国時、大使館、韓国政府から案内する空港や港湾を利用すること
  - 滞在する場合、外国人登録をしていない者は韓国政府の出入国管理当局に在留申告をすること
- ③ 非常時の待避所
  - 韓国政府は非常時に備え、地下鉄駅、地下駐車場、大規模な建物、地下室などを待避所に指定している
  - 平常時に家族や企業の同僚等とともに、家・職場付近の最寄りの待避所及び移動経路を確認すること
  - 家族には、待避所の位置、移動経路等を記した略図をあらかじめ作成し、定期的に教育すること
- ④ 非常時の警報
  - 韓国政府は緊急事態を迅速に伝達するため、警報システムを運営(※「民防衛警報の信号」を参照)
  - 警戒警報発令時の行動要領:退避準備
    - 外出中:企業等の非常退避担当者、学校、民防衛隊員の案内により退避を準備
    - 家庭:爆発・火災のおそれがあるガスの元栓を閉め、コンセントを抜き、食料や飲料、医薬品等の非常用物資の準備・確認
  - 空襲警報発令時の行動要領:待避所へ迅速に退避
    - 外出中:車両は道路の右側または空いたスペースに停車させ、速やかに最寄りの待避所へ移動する
    - 家庭:お年寄りや子ども、体の不自由な人をまず退避させ、準備した非常退避物資をもって速やかに最寄りの待避所へ移動する

※ 夜間、光が外に漏れないよう全て消灯するか、カーテン等で遮蔽すること
- ⑤ 韓国政府への協力
  - 民防衛の表示がなされた帽子、上着(黄色)を着用した民防衛隊員の案内・指示に最大限協力すること
  - 通信網が麻痺しないよう、不要不急の電話の使用を控え、簡単な連絡はSMS(ショートメッセージサービス)を利用すること
  - 負傷者や爆発物を発見した際、消防(119)、警察(112)に通報し、韓国政府の被害復旧作業に協力すること

### 状況別の行動要領

- ① 砲撃・空襲時の行動要領
  - 落ち着いて速やかに避難

- 高層ビルやアパートではエレベーターを利用せず、非常階段を利用して待避所へ迅速に避難（火災、砲撃などにより、エレベーターが停止し、閉じ込められる恐れがある）
- 車両は道路の右側または空いたスペース（鍵はさしたままとする）に停車させる
- 待避所への移動が困難な場合、溝、くぼみ、遮へい物等にできるだけうつぶせの状態で見え隠れ（砲撃等が止んでいる間に最寄りの待避所へ移動する）
- 破片や火災に注意
  - 爆発によるガラス片や煉瓦残骸などの破片、大型家具及び家電製品の倒壊に注意すること
  - 火災により発生した有毒ガス等に備え、マスク、ハンカチなどで口と鼻をおおい、できるだけ低い姿勢で移動すること
  - 服に火がついた場合も慌てず、両手で目と口をふさぎ、床に転がって火を消すこと
- 建物の残骸等に閉じ込められても冷静に
  - 無理に抜け出そうとせず、できるだけ楽な姿勢を維持し、救助を待つこと
  - 携帯電話による発信や近くにある物をたたいて音を出すなど、周期的に救助信号を出すこと
  - ガス漏れによる爆発のおそれがあることから、マッチやライターなどを使わないこと
- ② 化学兵器による攻撃時の行動要領
  - 化学兵器攻撃時にみられる現象や症状
    - 鳥、魚等が病気にかかったり、へい死する
    - 人体には目の痛み、呼吸困難、体のけいれん、皮膚が赤くなるなどの症状
    - 被害を疑う場合、防毒マスクやマスク、ハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおおい、迅速に避難する
  - 地形や風向を考慮して避難
    - 化学ガスは空気より重い性質があり、できるだけ高いところや高い建物の室内へ避難
    - 室内では外部の空気が入らないよう、出入口、窓、換気扇は接着テープなどで防ぐ
    - 室内でエアコン、空気清浄機の使用は、外部の空気が流入し、かえって危険となるため使用しない
    - 汚染地域から風が吹いてくる場合、左右の方向へ、風が汚染地域へ吹く場合は風上方向へ移動する
  - 汚染物質の迅速な除去及び専門医による治療
    - 汚染物質や患者と接触せず、位置や症状などを記録し、消防(119)や民防衛隊員に通報する
    - 汚染物質があるところで露出した体の部位は、石けん、洗剤等を利用し、水で15分以上洗い流し、汚染された服はビニール袋やプラスチック容器に密封すること
    - 病院や応急診療所で専門医の診断と治療を受けること
- ③ 生物兵器による攻撃時の行動要領
  - 生物兵器による攻撃時にみられる現象と症状
    - はっきりした原因がないまま動物や家畜が集団でへい死する
    - 多くの人が高熱、嘔吐、腹痛等の症状
  - 汚染された物質や患者と接触禁止
    - 汚染された物質や患者と接触せず、位置、症状等を記録し、消防(119)、民防衛隊員に通報する
    - マスク、ハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおおい、汚染地域からできる限り遠くへ速やかに避難
    - 避難後、安全な地域の病院、応急診療所で感染していないか確認し、予防接種等を受ける
  - 衛生管理の徹底
    - 食料と飲料水は15分以上沸かし、体と生活空間の衛生環境を維持する
    - ペットに伝染するおそれもあり、感染していないか確認し、管理を徹底する
    - 韓国政府の案内及び最新情報を確認し、二次感染等を予防する
  - 生物兵器で汚染された疑いのある郵便物の処理


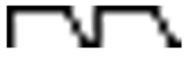

- 生物兵器に汚染された疑いのある郵便物が届いた場合、開封せず隔離されたところに保管し、消防(119)民防衛隊員に通報する
  - 周辺にいる人を迅速に他の空間へ隔離した後、人的事項を記録し、韓国政府関係者に伝達する
  - 疑いのある粉末が漏れた場合、服やビニール等でおおい、粉末が拡散しないようにする
- ④ 核兵器による攻撃時の行動要領
- 核兵器が爆発した際の威力
    - 強い閃光と、3,000~4,000度の高熱が放射され、やけどや火災が発生する
    - 爆発による衝撃、爆風による建物の崩壊、ガス等の爆発など
    - 放射能に汚染されたほこりや破片など、広範囲に拡散
    - 電磁波により、コンピューター、通信機器等の電子機器の麻痺
  - 核兵器による攻撃の前に地下待避所へ移動
    - 核兵器による攻撃の警報が伝達された場合、速やかに地下の待避所または地下施設(地下鉄駅、地下室など)深いところへ避難
    - 避難する時間的余裕が無い場合、排水路、溝等のできるだけ体を低くして避難する
  - 核兵器による攻撃時には、できる限り迅速に隠れる
    - 核爆発による閃光を感じた場合、爆発とは反対の方向にうつぶせになり、両手で目と耳をふさぎ、口を開くこと
    - 核爆発後に出てくる放射能への露出を最小限にし、鉛やコンクリート壁などの建物内へ避難する
  - 核兵器による攻撃後、放射性降下物に注意
    - 放射能は光、におい、味がなく五感による探知ができない
    - 韓国政府の案内にしたがい、放射能降下物地域から避難し、避難する時間的余裕が無い場合、地下の深い場所へ避難する
    - 食料、飲料水等はビニール袋、ラップ、プラスチック容器に密閉して保管する
    - 避難時、ビニール、雨着、傘等で体を隠し、体の露出を最小限にする

#### 備蓄物資

「外国人のための非常時避難マニュアル」においては、備蓄物資として以下のものが紹介されています。

- ① 食料:缶詰、プラスチック容器などで包装され、調理が簡単なもの
- ② 水:1人あたり1日2リットル
- ③ 炊事用具:コッヘル、バーナー、ガス缶
- ④ 救急薬品及び治療セット、病院の場合は処方箋
- ⑤ ラジオ(電池式)及び予備電池
- ⑥ 懐中電灯、ろうそく、ライター、マッチ
- ⑦ 寝袋や毛布、厚手の服と肌着、丈夫な靴
- ⑧ マスク、ゴム手袋、長靴、雨着、ガムテープ、石けん
- ⑨ ティッシュ等の衛生用品
- ⑩ 現金、重要書類

民防衛警報の信号

区分		民防空警報				災難警報		
		警戒警報	空襲警報	化生放警報	警報解除	災難警戒	災難危険警報	警報解除
公衆波	ラジオ	サイレン+音声放送	サイレン+音声放送	音声放送	音声放送	音声放送	サイレン+音声放送	音声放送
	TV DMB CBS	文字放送						
端末施設	警報端末 (サイレン)	サイレン平坦音 (1分) 	サイレン+音声放送  (5秒上昇音 3秒降下音) 反復22回	音声 放送		音声 放送	サイレン+音声放送 波状音(3分)  (2秒上昇音, 2秒降下音) 反復45回	
	屋内・外放送施設 (声器等)	音声放送(反復)						

各警報の発令基準について

警戒警報: CBR(化学、生物、放射性物質)兵器を含む敵の航空機誘導弾または地上・海上戦力による攻撃が予想される場合

空襲警報: CBR兵器を含む敵の航空機誘導弾や地上・海上戦力による攻撃が切迫しているか進行中である場合

化生放警報: 化生放はNBC(化学兵器、生物兵器、核兵器)の意味。敵のCBR溶剤がばらまかれたり、ばらまかれたことが探知された場合、またはCBR兵器の攻撃により汚染が予想されたり、攻撃が確認された場合

警報解除: CBR兵器を含む敵の航空機誘導弾または地上・海上戦力による攻撃の徴候が消滅したり、さらなる攻撃が予想されない場合

D M B: Digital Multimedia Broadcasting 放送事業者のチャンネルを利用し、伝えられるデータ情報(文字または音声)を受信できるようにされた放送システム

C B S: Cell Broadcasting Service(緊急災難文字) 携帯電話に特定の受信IDを入力し、基地局から伝送されるデータ情報(文字)を受信できるようにされた移動通信システムを応用したサービス

【自分の情報】

氏名(アルファベット)	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日
血液型	_____型(RH _____)
住所	_____
自宅電話番号	_____ ( _____ )
携帯電話番号	_____ ( _____ )
学校・勤務先	_____
	_____ ( _____ )
緊急連絡先	_____ ( _____ )
パスポート番号	_____ 外国人登録番号
アレルギー・持病	_____
服用している薬	_____

【家族の情報】

氏名 (アルファベット)	
生年月日	年 月 日
血液型	型 (RH )
携帯電話番号	( )
学校・勤務先	( )
旅券番号	外国人登録番号

氏名 (アルファベット)	
生年月日	年 月 日
血液型	型 (RH )
携帯電話番号	( )
学校・勤務先	( )
旅券番号	外国人登録番号

氏名 (アルファベット)	
生年月日	年 月 日
血液型	型 (RH )
携帯電話番号	( )
学校・勤務先	( )
旅券番号	外国人登録番号



## 在大韓民国日本国大使館



ホームページ

[https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)



X(旧ツイッター)

[https://twitter.com/JapanEmb\\_KoreaJ](https://twitter.com/JapanEmb_KoreaJ)



領事相談メール

[ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp](mailto:ryojisodan.seoul@so.mofa.go.jp)

